

栃木県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から平成22年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年3月30日

栃木県監査委員 五月女 裕久彦  
 同 小林 幹夫  
 同 黒本 敏夫  
 同 田崎 昌芳

行第70号  
 平成24年3月12日

栃木県監査委員 五月女 裕久彦 様  
 同 小林 幹夫 様  
 同 黒本 敏夫 様  
 同 田崎 昌芳 様

栃木県知事 福田 富一

平成22年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成22年度包括外部監査結果に対する措置状況

経営管理部の財務に関する事務の執行等について

| 項目                | 監査結果   | 講じた措置   |
|-------------------|--|---|
| 1 財政課<br>(1) 繰上償還 | 繰上償還については原則として認められていない。例外として借入から概ね15年以上を経過した年利5%以上の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金）について、平成19年度から平成21年度までの3年間に116億円の繰上償還を行い、18億円の利子負担軽減を行っている。<br>今後も繰上償還対象の県債については、県債管理基金が平成21年度末で70億円あることから、公的資金については、繰上償還の対象拡大を国に要望していくべきである。<br>また、民間金融機関においても、繰上償還に伴うペナルティや、信用力の低下等も考慮に入れた上で、繰上償還の可否を検討することが望まれる。 | 公的資金については、地方公共団体の公債費負担軽減のため、平成19年度から21年度に限り、一定条件の下で補償金免除繰上償還が認められたことから、本県でもこの制度を活用し利子負担を軽減したところである。<br>この制度は、平成24年度まで延長されたが、本県は延長後の条件に適合せず、繰上償還が認められないことから、国に対し条件の緩和等を求めていく。<br>また、民間金融機関への繰上償還については、補償等の課題を踏まえながら繰上償還の可否について、検討していく。 |
| (2) 借入先の決定        | 借入先の決定については、栃木県の裁  | 金利負担の軽減を図るため、長期固定   |

|                                       |  |   |
|---------------------------------------|--|---|
|                                       | <p>量により決定することができる。現在は、公的資金、民間金融機関等借入先については入札等は行われていない。今後の借入については、利率の低い借入のため、金利についての入札の導入等についても検討すべきである。</p>  | <p>で金利の低い財政融資資金や地方公共団体金融機関資金を積極的に活用するとともに、より金利の低い5年債の発行も行ってきた。今後とも、有利な借入先や借入方法等について十分検討し、金利負担の軽減に努める。</p>                       |
| <p>2 人事課</p> <p>(1) 退職手当資金の確保</p>     | <p>退職手当については、退職手当条例を改正しない限り、現行の退職手当条例に基づく退職手当が支出される見込であるが、とちぎ未来開拓プログラムにおいては、職員数の削減も行われることになっている。</p> <p>この事を考慮すれば、将来の退職手当の総額については若干縮小することが見込まれるものの、当面、高水準で推移することから、財源の確保が望まれる。</p> | <p>中期財政収支見込みにおいては、退職手当の見込等も踏まえて算定しているが、引き続き、必要な財源の確保に努めていく。なお、退職者数は年度によって増減することから、退職手当債の活用等により負担の平準化を図っていく。</p>                 |
| <p>3 文書学事課</p> <p>(1) 私立学校助成費について</p> |  |   |
| <p>① 小中学校運営費補助金の複雑さについて</p>           | <p>補助金の算定を行うため、各学校から多くの資料の提出を受ける必要があり、県及び各学校の事務負担は相当なものになる。補助金の配分項目のうち、全体への影響度が低い項目については、配分項目を見直すなど、事務の簡素化を図ることを検討すべきである。</p>  | <p>補助金の配分項目等については、毎年度見直しを行っており、また、各学校からの提出資料についても最小限に止めるなど、適切な補助金執行に努めている。今後とも、補助金にかかる事務の簡素化を図っていく。</p>                         |
| <p>② 幼稚園運営費補助金の複雑さについて</p>            | <p>補助金の算定を行うため、各幼稚園から多くの資料の提出を受ける必要があり、県及び各幼稚園の事務負担は相当なものになる。補助金の配分項目のうち、全体への影響度が低い項目については、配分項目を見直すなどして、事務の簡素化を図ることを検討すべきである。</p>  | <p>補助金の配分項目等については、毎年度見直しを行っており、また、各幼稚園からの提出資料についても最小限に止めるなど、適切な補助金執行に努めている。今後とも、補助金にかかる事務の簡素化を図っていく。</p>                        |
| <p>③ 定員超過に対する指導について</p>               | <p>定員超過幼稚園に対して、さらに効果的な指導を行うために、定員超過園児数に応じて一定額を減じるなど補助金配分による誘導を検討すべきである。また、定員内の園児数に応じて補助金を配分している項目があるが、こういった配分項目を幼稚園に意識させることも指導上有効である。</p>  | <p>定員超過幼稚園については、定員管理計画書に基づき、適切な定員管理を指導している。また、補助金の配分項目等については、毎年度、所要の見直しを行っているが、定員管理指導に併せ、補助金配分の趣旨等を幼稚園に説明するなど、効果的な指導を行っていく。</p> |
| <p>④ 廃園した幼稚園に対する補助金の返還</p>            | <p>平成21年度末に廃園した幼稚園の財産処分に伴って、当該幼稚園から国及び県補助金の返還が生じるが、財産処分まで</p>  | <p>当該幼稚園とは、定期的に連絡を取り、預金など残余財産の処分方法等が適切に行われるよう指導している。併せて、現</p>   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>について</p>                                     | <p>に長期間を要すると考えられることから、その期間において幼稚園側と頻繁に連絡を取り、現預金の残高の動向に今後とも注意を要すべきである。</p>   | <p>預金残高の動向についても確認している。</p>  |
| <p>⑤ 補助事業等<br/>執行状況調査<br/>について</p>              | <p>調査の際に指摘した事項については、翌年度以降の調査時に改善状況をフォローアップしているが、重要な事項については、期間を限定して改善状況をもらうような制度を構築すべきである。</p>   | <p>重要な事項については、期限を定めて改善状況を求めていく。</p>   |
| <p>⑥ 専修学校運<br/>営費補助金に<br/>ついて</p>               | <p>事務の不適切さなどの理由から、毎年度補助金を減額されている学校があるが、早期に改善することが難しい事項については、学校側に改善計画を提出させ、翌年度財務調査において計画の実行状況を確認する必要がある。改善状況が計画から大幅に下回っているとか、全く実行されていない状況が続くときは、減額率を上げるなどより厳しい措置を講ずるべきである。</p> | <p>指導の結果、平成22年度中に学校から改善計画書が提出されており、平成23年度の財務調査においてその改善状況を確認することとしている。今後、改善計画が実行されないなどの状況が続く場合には、減額率を上げるなどの措置を講じることも含め、適切に指導していく。</p>    |
| <p>(2) 公印管理簿の<br/>作成について</p>                    | <p>公印が不正に押印された場合の責任の所在を明らかにするためにも、管理簿の作成の必要性を検討すべきである。ただし、事務手続が増加するので、事務の効率化と文書管理の必要性の両面からの検討が必要になる。</p>  | <p>事務の簡素化、迅速化の観点から、平成9年の規程改正で公印使用簿を廃止した経過がある。現在、公印押印時に、原議と施行文書を厳格に確認、審査しており、原議に審査済み、押印済みの確認印を押印しているため、偽造公印を押印するなどの他は、不正利用は難しい状況にある。</p> |
| <p>(3) 公益法人改革<br/>への対応につ<br/>いて</p>             | <p>公益法人改革に伴い、今後、既存の公益法人の移行申請の集中が予想される。この状況に対応する措置を講ずる必要があるが、担当部署の人事異動を控える、可能であれば一時的に担当部署の人数を増員（現行の公益法人担当4名）する、といった方策についても考慮すべきと考える。</p>                                       | <p>平成23年度から公益法人チームを4人から6人に増員した。</p>   |
| <p>(4) 宗教法人につ<br/>いて<br/>① 不活動宗教<br/>法人について</p> | <p>不活動宗教法人については、役員が変わったなど法人に何らかの動きがあった場合には、実際に調査に行き、宗教活動の実態を把握すべきである。これまでも、そのような調査をしたであろうが、より細心の注意を払い実態の把握に努めるべきである。</p>  | <p>不活動宗教法人の実態把握については、引き続き法令等に基づき適切に行っていく。</p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>② 法令違反等があった場合の措置について</p>             | <p>宗教法人が悪質な脱税等をした場合には、重大な法令違反があったとして、当該宗教法人の解散の検討をすべきである。</p>  | <p>法令違反等があった宗教法人については、引き続き宗教法人法など法令に基づき適切に対応していく。</p>  |
| <p>4 行政改革推進室<br/>(1) 指定管理者制度の導入について</p> |  |  |
| <p>① 非公募の指定管理施設について</p>                 | <p>公募の障害となる要因を取り除く等して、可能な範囲で公募できるような方策を探るべきである。<br/>例えば、現在の指定管理者が指定管理関連施設を所有しているため非公募というケースでは、当該関連施設の寄付を受け、当該指定管理業務について指定管理者を公募するなど、様々な角度から検討し公募する施設を増加させるべきである。<br/>また、指定管理施設について非公募とした場合には、詳細な理由の公表も検討すべきである。</p>  | <p>指定管理者の選定に当たっては、公募を原則としているため、今後も様々な角度から検討し可能な範囲で公募を実施する。<br/>また、非公募とした場合には、その理由をホームページに公表する。</p>                     |
| <p>(2) 指定管理者による管理運営状況の公表</p>            |  |  |
| <p>① 公表する収支の適正性</p>                     | <p>所管課においても、各指定管理者の施設の管理に係る収支の状況には十分な関心を持つべきである。</p>   | <p>収支状況の公表に当たっては、指定管理業務に係わらない収入・支出の計上や繰入金・積立金支出等の名目により収支差額をゼロにしたりしないよう、所管課を通じチェックすることとし、当該施設の管理に係る収支の実態を表した公表に努めた。</p> |
| <p>② 収支差額について</p>                       | <p>一般会計繰入金支出、〇〇会計繰入金支出、積立金支出、特定預金支出等の大部分は、指定管理業務にかかる経費ではなく、収支差額すなわち剰余金と考えられる。<br/>指定管理者における、多額の収支差額を計上することへの懸念や、指定管理料を予算の如く消化しなければならないのではないかとの誤解を解消し、逆に、指定管理施設の適正な管理のため、指定管理者は適切な利益を確保すべきであることを指定管理者に周知する必要がある。<br/>また、適正な利益の発生を公開することにより、指定管理者への応募者が増加することが期待できる。</p> | <p>他会計繰入金支出、積立金支出等、指定管理業務に係わらない経費は収支状況に含めないこととし、収支差額をゼロとする必要がないことをあらためて所管課を通して指定管理者に周知を図った。</p>                        |
| <p>③ 報告のルー</p>                          | <p>毎年度、所管部長に提出する事業報告</p>   | <p>収支状況について、指定管理業務に係</p>   |

|                    |   |   |
|--------------------|---|---|
| ルについて              | <p>書の作成要領や報告形式も指定管理者の裁量に委ねられているため、当該施設の収入として、自主事業収入、宇都宮市からの委託料収入や雑収入を計上しているケースもあり、自主事業等も含めた当該施設の収支なのか、指定管理業務のみに係る収支なのか判然としない。</p> <p>今後は、収支状況の報告の様式をある程度統一的に定め、指定管理業務のみに係る収支である旨を明確にして指定管理者に周知すべきである。</p>                             | る収支のみ掲載することとして統一した。   |
| ④ 施設全体の収支の把握       | <p>指定管理業務の収支、自主事業の収支及びその他の収支、これらを合計した指定管理施設に係る収支の状況についての報告を求めるべきであり、その公開を検討すべきである。</p>  | 指定管理業務の収支、指定管理施設に係る自主事業の収支及びそれらを合わせた収支についても公開した。  |
| ⑤ 収支状況の公開遅延について    | <p>指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、所定の事項を記載した事業報告書を作成し、所管部長に提出するとともに、所管課長はこれを県民プラザに備えることとされているが、提出期日を3ヶ月経過しても（平成22年9月7日現在）収支報告書が県民プラザに備えられていない指定管理施設（教育委員会スポーツ振興課が所管する7施設）があった。</p> <p>指定管理者から提出があった場合は、速やかに県民プラザに備えるべきである。</p>                   | 指定管理者から提出があった場合は、速やかに県民プラザに備えつけるよう所管課に周知を図った。   |
| ⑥ 指定管理者が購入する資産について | <p>指定管理者が指定管理業務遂行にあたって購入した備品の所有権は指定管理者に帰属すると考えるべきだが、当該備品は栃木県からの指定管理料より購入したものであり、また、指定管理業務の期間満了により引き上げられた場合には当該施設の管理事業に支障をきたす可能性がある。</p> <p>したがって、事業継続に不可欠となるような資産については、備品の購入に当たっての協議の際に、引き上げ時に所有権を栃木県に帰属させることを承認の条件にする等、検討すべきである。</p> | 備品の購入に当たっては、あらかじめ県と協議し承認を受けなければならないことになっており、協議を受けた備品が事業継続に不可欠な備品である場合は、実施区分に基づき、原則、県が購入することとなる。 |
| 5 税務課、地方税徴収特別対策室   | <p>(1) 税務職員の年齢構成について</p> <p>税務職員の平均年齢はこの10年間で37.7歳から41.0歳へと3.3歳上昇し、逆に39歳以下の職員の割合は、59.8%から43.5%へと16ポイント強も低下している。徴</p>  | <p>税務職員の年齢構成については、年々、平均年齢が上昇する傾向にある。さらに退職者の再任用や現業職員からの任用替えもあり、今後も高齢化が進行すると思</p>                 |

|                              |  |   |
|------------------------------|--|---|
|                              | <p>収業務において必要とされるベテランの有する経験やスキルが、適切に若手職員に継承されずに失われてしまう危険性をはらんでいる。また、人事ローテーションも短くなりつつあるため、以前のように専門的知識や経験を積み重ねていくことも難しくなっている。限られた人員の中でも今後も一定水準の収入歩合や収税率を維持していくためには、暗黙知の見える化を図るとともに、研修の実施等を通じて次世代を担う税務職員にそれらを伝承していくことが重要である。</p> | <p>われる。</p> <p>ベテランが有する経験やスキルを若手職員に継承するため、職場内研修を始め、マニュアルを作成・修正整備をするなどさらに強化していく。</p>                             |
| (2) 栃木県税務統計のホームページにおける公開について | <p>毎年、栃木県税務統計を発刊しているが、官公庁への配布がほとんどであり、一般県民が目にする機会が少ない。労力と時間をかけて刊行物を作成するのであれば、電子版を県のウェブサイト公開することにより、コストをかけることなく、県民に対しても県税務行政の状況を開示することが可能である。配布先についても県ホームページにアクセスしてもらうことで、印刷・配布コストの削減が図られるとともに環境保護にも通じるメリットがある。</p>           | <p>一部データについては、既に県ホームページに公開していたが、平成24年1月に、県税調定収入、課税状況、滞納状況、納税貯蓄組合・口座振替、交付金等に関する調べ等を内容とする栃木県税務統計をホームページに公開した。</p> |
| (3) 個人県民税調定額の確認について          | <p>個人県民税は各市町が賦課徴収を行うことから、県税務課では毎月各市町より調定額の報告を受け「個人県民税市町村別調定収入状況調」を作成しているが、市町からの報告数値について複数の誤りが発見され、中には県税務統計の統計数値に影響を及ぼすようなものもあった。</p> <p>報告を受ける立場にある県としては、適切な管理を行い、数値の正確性を担保し、個人県民税の調定ならびに収入の状況を管理することが望まれる。</p>              | <p>個人県民税の調定ならびに収入の状況をより適正に管理し、また、市町から報告された数値について適切な確認を行えるようにするため、平成23年度に個人県民税担当者の研修会を新設した。</p>                  |
| (4) 滞納案件の特別徴収指導班への引継について     | <p>平成21年度の収入未済金額上位の、法人県民税並びに法人事業税のいわゆる法人二税につき、平成6年の国税の更正に伴う平成7年の課税分約5,100万円のうち、約5,000万円が滞納となっている事例に関して、結果論ではあるが、特別徴収指導班への引継のタイミングが遅すぎるものと認められる。</p>  | <p>平成17年4月1日付で「県税特別徴収指導班業務等実施要領」を改正し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日において滞納額が100万円以上なのは特徴班に引継ぐこととなっている。</p>              |
| (5) 換価処分の際の配当計算書の記載について      | <p>滞納者の普通預金を平成19年2月に換価処分した際に、配当計算書の宛先として滞納者とは関係のない者の住所と氏名</p>  | <p>換価処分等の事務に当たっては、より一層の注意を払い適正な事務処理を行うよう、会議、研修、事務指導等の機会を</p>  |

|                                 |  |  |
|---------------------------------|--|--|
|                                 | <p>が記載された書面を用いて内部決裁が行われていた。これは内部決裁用の書面作成に際して、過去に作成した書面のデータをコピーして用いたところ、古いデータに残っていた氏名、住所を削除し漏れたために発生したものである。実際に滞納者に送付された配当計算書の謄本には、当該滞納者の住所及び氏名が正しく記載されており、対外的には問題はなかったものの、滞納者に係る情報が第三者に漏洩するおそれもあったことから、内部統制上は重要な問題である。</p>                             | <p>捉えて注意を喚起した。</p>   |
| <p>(6) 個人事業税の課税漏れについて</p>       | <p>確定申告書の職業欄に正確な記載がなかったことが当初の賦課漏れの原因であるが、確定申告書には職業欄の他に屋号を記載する欄もあり、そこには課税対象事業に該当することが推察される屋号が記載されていた。結果的に修正申告書の提出により、課税漏れを免れたが、転写した確定申告書の職業欄のみならず屋号欄にも注目して検討していれば、課税漏れとなることを事前に防止できたものと思われる。本事案を踏まえ、手続きを全県税事務所に周知徹底し、同様の課税漏れが生じないような事務処理を行うことが望まれる。</p> | <p>業種の認定を行うに当たっては、確定申告書の職業欄だけでなく、屋号等も含めて判断するよう、県税事務所へ通知するとともに、会議、研修、事務指導等の機会を捉えて注意を喚起した。</p> |
| <p>6 管財課</p>                    |  |  |
| <p>(1) 本庁舎及び地方合同庁舎の管理運営について</p> | <p>本庁舎の維持管理費は年間約13億円になり、今後これらの維持費が長期に渡って続くことになる。管理運営については、47業務を一本化した統括管理方式とするなど経費削減を図っているが、より個々の無駄を無くし、さらなる経費削減を図ることが望まれる。</p>   | <p>本庁舎の管理については、引き続き、個々の無駄が無いか検証しながら、さらなる経費削減を図っていく。</p>                                      |
| <p>(2) 県公館、職員公舎の管理運営について</p>    |  |  |
| <p>① 公館について</p>                 | <p>県公館は、運営管理に毎年約23百万円の経費を要している。利用内容から稼働率を上げる事には限界があるが、一層の経費削減に努める必要がある。</p>  | <p>引き続き、効率的な庁舎管理により一層の経費削減に努める。</p>  |
| <p>② 職員公舎の管理運営について</p>          | <p>県が負担する物件のオーナーとの契約金額に対して、入居者本人負担額の割合が著しく低いため、民間企業との大きな乖離を生んでいる。「国家公務員宿舎法」等に準拠し、実質的には「栃木県公舎管</p>  | <p>他県の状況等を勘案し、算出方法について見直しを検討する。</p>  |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>理規則」を根拠としているが、栃木県独自の計算方法によって計算し、民間負担との乖離を少なくすべく検討が必要である。</p>   |  |
| <p>(3) 土地開発基金の運用状況について</p>                                 | <p>近年、地方圏の地価は下がり続けている。基金の土地取得の目的としている、①地価の高騰が予想され、先行取得しなければ将来取得することが県にとって不利になると認められる状況や、②県が特に必要とする土地で、緊急に取得しなければ将来取得することが困難な状況が、今後、すぐに訪れるとは思われない。</p> <p>土地開発基金の余剰部分を取り崩し、一般会計に繰り入れるべきである。</p>  | <p>土地開発基金については、とちぎ未来開拓プログラムにおいて、その一部を活用可能な基金と位置づけ、財源不足の調整に活用することとしている。なお、財源不足に対しては、財政調整的基金を優先的に活用している。</p>   |
| <p>(4) 管財課所管の普通財産について</p> <p>① 機動センター・元運転免許試験場（宇都宮市今宮）</p> | <p>元運転免許試験場は昭和61年4月に管財課所管の普通財産となったが、その一部は機動センターにおいて、パトカー等警察車両の廃車置場や警察職員の駐車場、さらには白バイ隊の出動前の試走に利用され続けている。元運転免許試験場と機動センターについて、利用実態や今後の利用計画を検討した上で、適正な財産管理の整理を行うべきである。</p> <p>また、隣接地が住宅密集地でありながら、運転免許試験場の移転後、約24年もの間、具体的な利用について方針が明確化されていなかった。さらに、平成19年9月に「総合スポーツゾーンの整備検討の中で利活用の必要性の有無を検討」とする方針が出されてからも、既に3年が経過し具体的な進展がない。総合スポーツゾーン整備の検討を所管している総合政策部との調整を迅速に行うべきである。</p> | <p>廃車となったパトカー等警察車両については、警察本部に対し、国への処分手続きを早急に進め売却するよう指導した結果、処分の許可を待っている車輛は大幅に減少した。</p> <p>警察本部の利用実態や必要性等を精査した上で、適正な財産管理についての協議を実施した。</p> <p>総合スポーツゾーン整備の検討を所管している総合政策部において、昨年度から今年度にかけて整備運営手法の検討を実施していることから、引き続き調整していく。</p> |
| <p>② 利用していた施設が移転し、建物を取壊し土地が残っている物件</p>                     | <p>元工業技術センター及び元野沢養護学校敷地の物件については、移転時までに移転後の利用のあり方について、検討がなされていなかった。</p> <p>新しい施設へ移転を行う場合には、その利点の面だけを先行して考慮するのではなく、旧施設の有効利用も並行して検討すべきである。また、元野沢養護学校敷地については、積極的な利活用を真剣に検討すべきである。</p>   | <p>新しい施設へ移転を行う場合は、旧施設の有効活用についても、並行して検討していくよう関係部局と協議していく。</p>   |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>③ 実質上の無道路地、または敷地に他人名義の土地が含まれている物件</p>               | <p>元宇都宮商業高校校長公舎敷地については、敷地が旗竿地で進入路の一部に他人名義の土地が含まれ、簡単に処分できない事実は認める。しかし、普通財産になってから5年を経過している。売却に向けた更なる努力をすべきである。</p> <p>元宇都宮中央警察署中戸祭交番については、普通財産となつてすでに14年が経過している。売却を検討するなどの努力は認める。しかし、現状は土地の有効利用には至っていない。隣接する土地の保有者との協議を重ね、スピード感をもって対処することが望まれる。</p>   | <p>元宇都宮商業高校校長公舎敷地は、売却の情報を、県のホームページに掲載するとともに、現地看板を設置して周知を行い、平成23年度に売却した。</p> <p>元宇都宮中央警察署中戸祭交番については、宇都宮市や隣接地所有者と処分に向けた協議を引き続き実施していく。</p>  |
| <p>④ 現在入居者が退去直後である、もしくは退去が決まっており、今後建物の解体が予定されている物件</p> | <p>元本庁栄町別館、元本庁桜別館及び元北庁舎1号館の3物件ともに、建物の経年劣化による老朽化、耐震性の問題等が見受けられる。県施設として継続活用することは困難と判断し、解体を予定している。この判断については、一定の理解ができる。</p> <p>元本庁栄町別館及び元本庁桜別館については、解体後に売却する予定であり、スピード感をもって行うことが肝要に思う。</p> <p>元本庁桜別館については、隣接の土地保有者と早期に境界を定めて売却可能な状態にすることが必要である。また、元本庁栄町別館については明治37年から5年間の賃借権設定があり既に満了しているが、現在、宇都宮法務局との協議により、賃借権抹消の手続をするための権利者調査を実施している。売却との方針を決めたのであるから売却が遅れ、長年の懸案物件とならない事を切望する。</p> <p>一方、元北庁舎1号館（保健福祉会館）については、解体後の具体的な利活用の方針が決まっていない。新たな建物（箱物）がさらに必要なかを十分に検討し、官庁街の一等地という場所を生かし、早期に利活用の方針を決定する必要がある。</p> | <p>元本庁栄町別館は、平成22年度に建物を解体し、平成23年度に隣接地所有者との境界確認及び測量を実施しており、完了後に一般競争入札により売却する予定である。</p> <p>元本庁桜別館については、平成23年度に隣接地所有者との境界確認や測量、建物の解体を実施する。</p> <p>また、公図と現状が一致していなかった課題については、宇都宮地方法務局等と協議を行い訂正することができたことから、平成24年度に一般競争入札により売却する予定である。</p> <p>元北庁舎1号館については、平成23年度に建物の解体の設計を実施し、平成24年度以降に解体することとしている。</p> <p>建物解体後の利活用については、他の県庁周辺県有地と合わせて引き続き検討していく。</p> |
| <p>⑤ 元競馬場及び元競馬場駐車場（宇都宮市西川田）</p>                        | <p>競馬場を取り壊し、今後の利活用として総合スポーツゾーンとしての方向性が出されてから、3年以上が経過している。総合スポーツゾーン整備の検討を所管している総合政策部との調整を迅速に行うべきである。</p>   | <p>総合スポーツゾーン整備の検討を所管している総合政策部において、昨年度から今年度にかけて整備運営手法の検討を実施していることから、早期の整備着手に向け、引き続き調整していく。</p> <p>総合スポーツゾーン整備に着手するまでの間、有効利活用を図るため、平成23年度に暫定的な整備を実施し、平成24年</p>   |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>⑥ 県庁前、通称シンボルロードに隣接する物件</p>                      | <p>元南庁舎3号館敷地については、芝生敷きにして街中の緑化を図っているならば、看板やベンチを設置し、官庁街の広場として県民の理解を深めてもらい、有効活用を図るべきである。</p> <p>元宇都宮中央郵便局については、物件が老朽化し、建物を取り壊し更地化する事には一定の理解もできる。しかし、今後、宇都宮市内の街中のにぎわいに役立つような当面の土地の利活用の検討を、行うべきである。</p>   | <p>度に一般開放する予定である。</p> <p>元南庁舎3号館敷地については、財産上の位置づけとしては公園として管理しているものではないことから、看板やベンチの設置は予定していない。</p> <p>元宇都宮中央郵便局については、平成23年度から図書館の耐震・改修工事に伴う仮庁舎として有効活用している。</p> <p>図書館の耐震・改修工事完了後は、建物の取り壊しを予定しており、跡地の利活用については、他の県庁周辺県有地と併せて、引き続き検討していく。</p> |
| <p>(5) 県庁建て替えの為に近隣用地を取得し、後に売却した土地で、売却損失を計上した物件</p> | <p>本庁舎の建て替えで駐車場の敷地が不足し、そのために購入した土地である。不動産の価格はその時の相場によって変動するものであり、取得・売却により損益が生じることは仕方ないとも思えるかもしれない。</p> <p>しかし、この物件の購入・売却に伴い約5億6,100万円の損失を計上している。近隣の土地相場の変動動向や、駐車場を借りる必要性や駐車場の稼働状況の予測、県庁近くで利用可能な土地等をもっと積極的に検討し、この土地の取得が本当に必要であるのか慎重に検討すべきであった。</p> <p>バブル経済の崩壊以降、地方圏の土地価額は低下の一途にあり、その低下に歯止めがかからない。土地の取得については、今後の需要予測や利用価値等を慎重に考慮し、判断する必要がある。</p> | <p>土地の取得に当たっては、庁内の検討組織である県有施設部会等を活用して、必要性や利用計画等を十分検討した上で今後とも対応していく。</p>  |
| <p>(6) 県有建物の火災共済加入事務について</p>                       | <p>県有建物の火災共済事業の加入について、担当者に内容をヒアリングしたが、特に問題点は見つからなかった。火災共済事業の加入については、相互救済制度に基づくもので共済金が低く抑えられている。「県有建物等の火災共済事務取扱いについて（昭和57年4月1日）」を閲覧し、加入対象建物や見積価格の算定基準、委託先等の条件を検討したが、問題はなかった。引き続き適正事務に務めていただきたい。</p>  | <p>県有建物等の火災共済事務については、引き続き適正に実施していく。</p>  |